Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和5年3月17日 道路局環境安全·防災課

積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画を閣議決定

本日、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に基づき、積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画(以下、「五箇年計画」)が閣議決定されました。これにより、雪寒指定道路に対する除雪等の補助の特例措置が継続されることとなります。

記

- 1. 五筒年計画
 - 1)計画内容 別紙のとおり
 - 2) 計画期間 令和5年度~令和9年度
 - 3)除雪等の補助の特別措置の内容
 - ・除雪に係る事業 2/3
 - 防雪事業 6 / 10
 - 凍雪害防止事業 6/10
 - 4) 閣議決定 令和5年3月17日(金)

く問い合わせ先>

道路局 環境安全・防災課 道路防災対策室 企画専門官 竹下 (内線 38252)

課長補佐 松本(内線 38282)

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8489

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保について

(令和5年3月17日) 閣 議 決 定

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和31年法律第72号)第4条第1項に規定する積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画として、令和5年度を初年度とし、同法第3条第1項の規定により指定された道路を対象に次に掲げる事業を行うものとする。

1. 除雪に関する事項

- ・指定された道路のうち、積雪の度が特にはなはだしい地域における道路について、除排雪を実施する。
- ・除雪機械の整備について現在の除雪水準を維持するために必要な 範囲内で行う。

2. 防雪に関する事項

・なだれ、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所について、吹きだまり防止施設、なだれ防止施設又は融雪施設等を整備する。

3. 凍雪害の防止に関する事項

- ・ 凍上、融雪による路盤の破壊のおそれがある箇所について、路盤 改良を実施する。
- ・積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所について、流雪 溝の整備、堆雪幅の確保を実施する。

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保について 参考資料

1. 雪寒事業の概要

雪寒事業

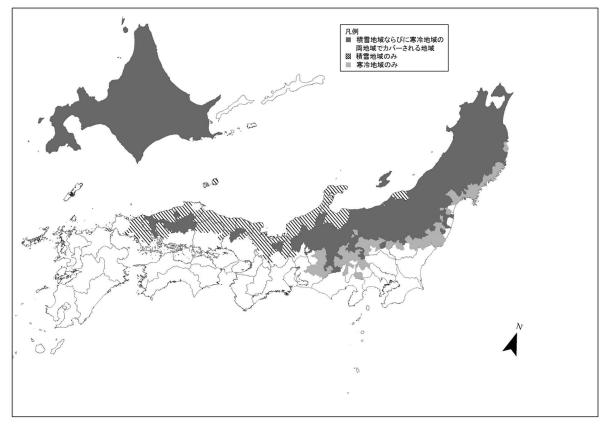
- 雪寒道路事業 ┬─ 除雪事業 (除雪機械により道路上を走行して雪の排除等を行う除雪)

-防雪事業(吹きだまり防止施設、なだれ防止施設、融雪施設等の整備)

一凍雪害防止事業(凍上や融雪による路盤破壊を防ぐ路盤改良、 流雪溝の整備、堆雪幅の確保)

- 除雪機械整備事業 (除雪車等の機械整備)

2. 積雪寒冷特別地域略図



※平成 30 年 12 月 21 日告示時点